国立大学法人電気通信大学永年勤続者表彰規程

制定 昭和37年11月1日 最終改正 令和4年10月12日規程第56号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則第36条第2項に基づき、職員の 永年勤続表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰を受ける者)

- 第2条 永年勤続の表彰(以下「表彰」という。)は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)の職員であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好である者について行う。
 - 一 勤労感謝の日において、本学職員及び他の国立大学法人、国又は地方公共団体、独立 行政法人(以下「国立大学法人等」という。)の職員としての在職期間(以下「勤続期間」という。)が20年以上である者
 - 二 退職(死亡による退職を含む。以下同じ。)の日において、勤続期間が30年以上である者
 - 三 退職の日において、前号に掲げる者と同等程度の勤続期間を有し、表彰するに足りる 特別の事情があると認められる者

(表彰の制限)

- 第3条 表彰は、1人の職員について1回とする。ただし、前条第1号に該当して表彰された者が、同条第2号又は第3号に該当することとなった場合においては、この限りでない。
- 2 本学以外の国立大学法人等において、既に前条第1号又は第2号に準ずる表彰を受けている場合は、当該各号に掲げる本学における表彰を受けた者とみなす。

(表彰状の授与)

- 第4条 表彰は、学長が表彰状 (別紙様式) を授与することによって行う。
- 2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。 (表彰の日)
- 第5条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。
 - 一 第2条第1号に該当する者 勤労感謝の日
 - 二 第2条第2号又は第3号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月 数による。

(勤続期間の除算)

- 第7条 次の各号に掲げる期間は、勤続期間から除算する。
 - 一 休職の期間 (業務上の負傷又は疾病による休職の期間、国立大学法人電気通信大学職員の休職及び復職に関する規程第2条第1項第3号及び第4号に掲げる事由による休職の期間を除く。)
 - 二 懲戒処分により減給、出勤停止又は停職された期間

第8条 削除

(リフレッシュ休暇)

第9条 第2条第1号に該当する職員は、心身のリフレッシュを図るため、別に定める特別 休暇を取得することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和37年11月1日から施行する。
- 2 昭和17年4月1日から昭和23年8月1日までの期間に本学前身学校の職員となった者については、第7条第1号の「文部科学省又は国公立学校の職員」を「逓信省、運輸通信省、通信院、内閣逓信院、電波監理委員会又は国公立学校の職員」と読み替えるものとする。

附 則 (平成10年11月26日)

この規則は、平成10年11月26日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規程第36号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月15日規程第120号)

この規程は、平成23年2月15日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第18号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (令和3年9月13日規程第10号)

- 1 この規程は、令和3年9月13日から施行する。
- 2 この規程の施行による改正後の第2条第1号の規定は、令和3年11月23日において勤続期間が21年以上である教育研究職員については適用しない。この場合において、 当該規定を適用しないこととなる教育研究職員のうち、本学に引き続き在職した期間が 20年以上である者については、同条第3号に該当するものとみなす。

附 則 (令和4年10月12日規程第56号)

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

勤続20年用

電気通信大学長	年 月 日	よってここに表彰します	職務に精励しました	あなたは永年本学に勤務し	表 彰 状
印					

<人事交流者用> 20年用

					、人事父流	有用ノ	20年用
電気通信大学長国立大学法人	年 月 日	よってここに表彰します	職務に精励しました	関係機関に勤務し	あなたは永年国立大学法人等	殿	表彰状
印					等		

退職時用

電 国 そ こ 職 あ 気 立 の の 務 な
表彰 状 表彰 状 表 彰 状 表 彰 状 表 彰 状 表 彰 状 表 彰 大 本 学に勤務し このたび退職するにあたり このたび退職するにあたり ます をの功労を表彰します 日 国立大学法人 日 日